

議案第68号

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成30年9月3日提出

加西市長 西村 和 平

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

加西市福祉医療費助成条例（昭和 63 年加西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 16 号中「保険者たる国、地方公共団体」を「保険者たる地方公共団体」に改める。

第 5 条第 1 項第 2 号及び第 2 号の 2 中「及び同法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「、同法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項及び同法附則第 7 条の 2 第 4 項」に改める。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項第 2 号及び第 2 号の 2 に規定する所得割の額を算定する場合には、第 1 項第 2 号及び第 2 号の 2 に規定する者が地方税法第 318 条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の加西市福祉医療費助成条例第 5 条第 3 項の規定は、平成 30 年 7 月 1 日から適用する。

(審議資料)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）の施行により、指定都市に住所を有する者の市民税所得割の標準税率について、平成 30 年度課税分より 6 % から 8 % に変更となるが、兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱等の改正に伴い、指定都市からの転入者の福祉医療受給資格の判定は、変更前の 6 % で算定された所得割額を用いて行うこととなったことから、所要の改正を行うもの。